

【特集】「植民地戦争」の視座からみた近代日本の「戦争」：近代日本史の中の「不在」を問う（1）：特集にあたって

SHIN, Chang-u / 慎, 蒼宇

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / Journal of Ohara Institute for Social Research

(巻 / Volume)

764

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2022-06

【特集】「植民地戦争」の視座からみた近代日本の「戦争」

—近代日本史の中の「不在」を問う (1)—

特集にあたって

愼 蒼 宇

「ウクライナ戦争」のさなかで

1980年代後半以降、冷戦の崩壊によって、21世紀の世界は「戦争」の脅威から解放された、と考える者はもはやいないであろう。1990年代には、すでに世界中で民族紛争と内戦が頻発し、中東は湾岸戦争（1991年）以前も以降も、常に戦争の渦中にある。特に、「9・11」以降、「対テロ戦争」と呼ばれるアメリカ主導の戦争によって、欧米諸国と中東、中東内の対立と憎しみはさらに深刻化している。東アジアにおいては、朝鮮戦争は勃発から72年経過した現在も、まだ当事国による平和条約締結が果たされていない。

そして、21世紀は旧ソビエト連邦からの独立国が戦争の火薬庫となっている。中国やロシアと欧米諸国とのあいだの「新冷戦」と呼ばれる対立が大きくなりつつある現在、旧ソ連邦のウクライナでは、ロシアによる2014年の「クリミア併合」から、2022年の「ウクライナ戦争」へと、引き返すことが困難な、ウクライナ市民に対するおびただしい犠牲者が発生する非人道的な戦争へと発展してしまっている。

どのような対立と理由があろうとも、主権国家が同じく主権を持つ他国の領土を侵略することは国際法違反である。こうした戦争を違法化する国際法が第一次大戦・第二次大戦を通じて作り出されたことは周知の事実である。戦後、国際法上承認されている軍事行動は名目上2つしかない。1つは個別的及び集団的自衛権に基づく武力行使で、もう1つは国連憲章第7章に基づく国連安全保障理事会による軍事的強制措置である。しかし、国際法の進展によって、戦争が減少したとはいえない。その理由は、上記2つの軍事行動の制限に、大きな抜け穴が存在しているからである⁽¹⁾。具体的には、先制的自衛論に代表される個別的及び集団的自衛権の拡大解釈や、「人道的介入」の論理（NATOによるユーゴ内戦時のセルビア空爆ほか）などである。また、国連安保理で決定した軍事的強制措置は、常任理事国が拒否権を行使すれば発動できない仕組みになっており、五大国の判断によって、正当性の是非が翻弄され続けている。このような戦争の現代史を大国以外の地域から見れば、戦争と国際法の解釈が常に大国の思惑によって左右され、2つの世界大戦後の国際法の進展は、矛盾だらけの歴史過程として映るであろう。こうした「戦争」をめぐる大国中心の矛盾に満ちた歴史を見直す視座が、今こそ求められているのではないだろうか。

(1) こうした点については、山内進編『正しい戦争』という思想』（勁草書房、2006年）を参照。

「植民地戦争」の視座

近代以降の「戦争」といえば、多くの人は、世界史の教科書で中心的に描かれているような、欧米など列強の主権国家同士の戦争（「正規戦」）を思い描くであろう。しかし、それ以上に、列強によるアジア・アフリカの植民地征服、あるいは植民地支配における、執拗で凄惨な軍事行動と、それに対する現地の人々の抵抗、解放運動のいわゆる「非正規戦」が、とりわけ帝国主義の時代には多く勃発した。

1907年に改正されたハーグ陸戦規則には、第1章第1条に「民兵」「義勇兵」も交戦者、第1章第2条に侵入軍隊に抵抗した「群民兵」も交戦者とあり、侵略とそれに対する抵抗が国際法的に認められているように見える。しかし、帝国主義列強側がここで想定しているのは主に欧米諸国同士のことであって、アジア・アフリカでの軍事行動は戦争の範疇から排除し、治安維持＝懲罰行動として抵抗者への残虐な弾圧を正当化してきた。つまり、国際法の戦争法規を適用しない案件とされたのである。

その背景には、ヨーロッパ諸国で生み出された植民地主義的な文明論、すなわちアジア・アフリカ諸国を文明が存在しない地域と見なし、これらの地域にはヨーロッパの国際法を適用しないという極めて差別的な論理がある。こうした状況が長く見積もってスペイン・ポルトガルによる中南米侵略（16世紀）以降、本格的には19世紀以降に作り出され、革命や人権といった観念や国際法が欧米で発展するのと同様進行で、アジア・アフリカ諸国に対する人権侵害に満ちた大国の軍事介入もまた増えていったのである。

一方で帝国主義諸国は、支配下の植民地や勢力圏下の民衆が、列強の支配や経済的収奪、文化的抑圧に対して憎悪を抱き、生活が破壊され生命が脅かされる苦しみから武器をとって大国に激しく抵抗し、それを厳しく弾圧をしても、抵抗が繰り返し発生することに対して恐れを抱くようになった。その恐れから、帝国主義諸国はアジア・アフリカ諸国で起こる民族解放運動や民衆運動への弾圧をお互いに見てみぬふりをし、場合によっては連携をしながら抑圧をしていく（義和団戦争が代表的）。そういう帝国主義体制をつくってきた。

永原陽子の提起した「植民地責任」論⁽²⁾は、戦争をめぐる欧米列強の二重基準を、植民地支配された側から改めて問い直す試みであった。大国によって「戦争」と認められてこなかった軍事行動や、「平時」と「戦時」が未分離な植民地支配の状況とその責任を批判に捉え返していくことが必要だということである。

こうして、植民地での軍事的暴力と現地の人々の抵抗を、「植民地戦争」と近年は呼ぶようになり、アフリカでの植民地戦争や、義和団戦争の研究などを通じて定着してきた⁽³⁾。これまでの先行研究に基づき、近代の戦争を植民地戦争という視座から捉えることの意義は4点あると筆者は考えている⁽⁴⁾。1点目は、一国史を超える帝国主義戦争という視座である。植民地での大国の軍事行動

(2) 永原陽子編『「植民地責任」論』（青木書店、2009年）。

(3) 研究史整理については、浅田進史「開戦100周年における第1次世界大戦研究を振り返る——植民地戦争・世界戦争・「帝国の戦争」の視点から」（『歴史と経済』第236号、2017年7月）、世界史的視座としては木畑洋一「現代世界と戦争——歴史的視座から」（『歴史学研究（増刊号）』976号、2018年10月）が参考になる。

(4) この点については、拙稿「朝鮮植民地戦争」の視点から見た武断政治と三・一独立運動」（『朝鮮史研究会論文集』第58集、2020年10月）ですでに提起したことがある。

と被圧迫民族の抵抗には、20世紀になると、「帝国主義と民族・革命」をめぐる国際情勢を背景に、国境を超えて展開していく側面があり、こうした国際的契機にも目を向けなければならないということである。

2点目は、この戦争が非対称的戦争であるという点である。植民地戦争は植民地化する側にとっては被害の総体的に少ない「小さな戦争」であるが、植民地化される側にとっては圧倒的な軍事力の差のなかでの、ある種の「総力戦」であり、苛酷な迫害・ジェノサイドと隣り合わせの戦争であるという点に留意が必要である。

3点目は植民地では戦時と平時が未分離であるという点である。植民地では戦争は日常のなかに埋め込まれ、直接的な武力も、秩序維持や反乱の防止のために日常的に行使されたのである。

最後の4点目は、植民地戦争は支配側、帝国側からの視点で正当化するための概念ではなく、植民地化された側からの視点が不可欠だということである。その意味でも、植民地戦争の叙述は支配側の史料の叙述・文脈をただなぞっただけの「反乱鎮圧の文章」に陥ってはならないということであり、侵略された側からの歴史構築を重視して、植民地戦争を捉える必要性があるということである。

植民地戦争の視点を欠いた日本近代史

翻って近代日本の戦争に目を移してみよう。今年の「3・1節」（朝鮮三・一独立運動の日）で、韓国大統領府の高位関係者は、文在寅大統領演説の内容について、「このところ世界で起こっていることを見ると、100年以上前に韓国が国権を失った時と似ていると見て、そうした愚を犯さないようにするためには3・1運動の精神による南北間協力が必要だということ」を述べたもの⁽⁵⁾と説明した。ロシアのプーチン大統領がウクライナに侵攻した際の論理が、ウクライナの歴史的自立性を否定して傀儡政権を立てようとしており、「本来を取り戻す」と述べているところに、日本の朝鮮植民地化過程に類似した側面を見出しているのだと思われる。歴史に遡ってロシア・ウクライナ関係を「本来の姿」に戻すという論理は、古代の神話（神功皇后の「三韓征伐」）や豊臣秀吉の朝鮮侵略に依拠して征韓論を展開した幕末・明治期の尊王論・国体論を想起させるものがある。つまり、韓国では、「ウクライナ戦争」が近代日本の植民地主義を改めて問い直す契機になっているのである。それに対し、日本では、ウクライナ戦争が近代日本の戦争を改めて想起し直す契機になっているようには見えない。かろうじてその類似性が指摘されたのは満州事変である⁽⁶⁾。

日本では戦前・戦後という言葉が指す戦争は、主権国家同士の戦争を指すことが多く、連続的に戦争を捉える場合も、真珠湾攻撃・マレー侵攻以降のアジア・太平洋戦争か、満州事変以降の「15年戦争」である。しかし、日本の戦争がこれだけではないことは周知の事実である。本多勝一は、日清戦争以降、日本では戦争が継続的に行われてきたとして、それを「50年戦争」と表現し⁽⁷⁾、丸山静雄は1874年の台湾出兵以降の対外侵攻の連続性で「70年戦争」⁽⁸⁾という提起をした。特に、

(5) 『ハンギョレ新聞』2022年3月2日。

(6) 実際、満州事変や日中戦争研究の広中一成が、インタビューのなかでウクライナを満州国に見立てた見解を示している（「ウクライナは「満州国」に？」『毎日新聞』2022年3月3日）。

(7) 本多勝一『大東亜戦争と50年戦争』（朝日新聞社、1998年）。

(8) 丸山静雄『日本の70年戦争』（新日本出版社、1995年）。

丸山静雄は台湾や朝鮮への日本軍の出兵を入れており、植民地での軍事行動を近代日本の戦争の連続面のなかに位置付けている点で重要である。

日本近代史において、植民地戦争という概念を本格的に導入したのは大江志乃夫が最初である⁽⁹⁾。しかし、大江のいう植民地戦争は、1894年～1915年の台湾・朝鮮での植民地征服戦争に限定されており、その後も、両地域での抵抗戦争と日本軍等による弾圧がほぼ間断なく繰り返された面（植民地防衛戦争）は視野に入っていない⁽¹⁰⁾。

朝鮮史からは、日清戦争以降、日本軍隊・憲兵・警察によって、現地住民に対する軍事的暴力と抵抗が繰り返されたことを踏まえ、その間は継続した戦時、または準戦時の「50年戦争」というべき状況にあったということが提起されてきた⁽¹¹⁾。より具体的にいえば、日清戦争時の第2次甲午農民戦争、日露戦争、義兵戦争までの植民地征服戦争と、三・一運動を挟んで、朝鮮防衛のための満州・シベリアでの革命干渉・民族運動弾圧（間島虐殺など）までの広範な「戦時・準戦時」行動の継続という植民地防衛戦争である。また、1931年以降の満州抗日戦争のなかにも朝鮮での植民地戦争との継続面が見られる。それにもかかわらず、いまだに日本近代史においては「植民地戦争」を「戦争」として捉える歴史認識は、決して定着しているとはいえない。つまり、植民地研究側からの問いかけに回答しうる、近代の戦争認識がいまだに確立されていないのである。

他方、南北朝鮮においても、植民地戦争認識について違いが存在する。大韓民国の歴史研究では、日本の軍事暴力と抵抗運動を植民地戦争として見る視点がほぼ存在しない。日本の軍事暴力をジェノサイドとして、1つ1つ個別に研究することはあっても、その全体を貫く傾向に関心が低く、抵抗運動との関わりを統一的に捉える視座も乏しい。それに対し、朝鮮民主主義人民共和国は、1991年第1回日朝国交正常化交渉で「原則的立場」を示し、日本の公式謝罪、日朝間諸条約の「不法で無効」の承認の要求をしたうえで、補償問題は「交戦国間の賠償形態」に基づいて行うべきとした。それは、過去の日朝関係は「侵略を強行した日本と侵略に反対して戦った朝鮮とのあいだの交戦関係」にあるからであり、「戦争には主権国家間の戦争もあり、植民地戦争、植民地民族解放戦争もある」という認識を示していた⁽¹²⁾。戦後補償をめぐる日朝関係の歴史認識を、植民地戦争の観点から捉えている点は先駆的であり、重要である。

(9) 大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」（『岩波講座近代日本と植民地2——帝国統治の構造』岩波書店、1992年）。

(10) 荒川章二「日本近代史における戦争と植民地」（『岩波講座 アジア太平洋戦争1 なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』岩波書店、2005年）はシベリア戦争と三・一運動のところまでを視野に入れて植民地での軍事行動の連続面に言及している。

(11) 姜徳相「関東大震災八〇周年を迎えてあらためて考えること」（『朝鮮史研究会論文集』第42集、2004年10月）、同「『韓国併合』百年と日本の進路——くり返された朝鮮の抵抗と日本軍の弾圧・虐殺」『前衛』854、2010年3月）、宋連玉「公娼制度から「慰安婦」制度への歴史的展開」（金富子・宋連玉責任編集『慰安婦 戦時性暴力の実態 [1] 日本・台湾・朝鮮編』緑風出版、2001年）、愼蒼宇「日本近代史の「不在」を問う——朝鮮植民地（征服／防衛）戦争からみた官民の「暴徒膺懲」経験」（『歴史学研究（増刊号）』第989号、2019年10月）。

(12) 板垣竜太「何がな問われているのか——脱冷戦と植民地支配責任の追及」（金富子・中野敏男編著『歴史と責任——「慰安婦」問題と1990年代』青弓社、2008年）。

本特集の試み

以上のような研究，歴史認識上の課題に立ったうえで，本特集は「植民地戦争」の視点から近代日本の「戦争」を再検討し，この「戦争」が日本社会と植民地社会双方に与えた影響を考察する試みである。本特集は6本の論文から構成される。

その内容は，大まかには2つの視点から分けることができる。1つ目は，植民地戦争における，支配の軍事暴力を行使する側の戦争経験の視点である。日本陸軍は師団から構成され，その所属部隊は郷土部隊の形式をとっている。そこで，その郷土部隊の植民地戦争経験を明らかにしようという試みである。村上邦夫氏の「兵士の戦場と郷土の戦争認識——明治・大正期の富山県東部の場合」は，富山県東部の兵士の明治以降の軍事経験を整理し，そのなかに植民地戦争の経験を位置づけている（764号）。土井雄貴氏の「シベリア戦争下の「銃後」——奈良県を事例として」は，奈良県を対象に，シベリア戦争の「銃後」の動員体制，軍隊の行動と朝鮮人差別観念の形成，近代天皇制による国民統合との関係を分析することで，植民地戦争と郷土部隊の関わりから地域史を問い直す試みをしている（765号）。拙稿「朝鮮「暴徒」像の形成——義兵戦争と日本の郷土新聞」は，日露戦争から義兵戦争の時期に焦点を当て，朝鮮での日本軍の軍事行動を通じた新聞報道のなかの朝鮮観の特徴とその変容について分析し，のちの「不逞鮮人」像につながる朝鮮観がこの時期に新聞報道のなかに強く現れるようになったことを明らかにしている（765号）。

2つ目は，植民地戦争の暴力をめぐる支配・被支配関係の再編過程の析出，とりわけ侵略される側からの歴史構築の試みである。ここでは植民地戦争における戦時と平時の未分離（戦争が日常のなかに埋め込まれる）と，植民地化された側から見た暴力の様相に接近を試みている。宋連玉氏「「50年戦争」下の性暴力と性管理——日清・日露戦争を中心に」は，明治以降，とりわけ日清・日露戦争以降の日本による性管理と，植民地戦争下の性暴力の展開を論じている（764号）。日本軍の性暴力については，15年戦争下の日本軍「慰安婦」が大きくクローズアップされているが，その前史としての日露戦争以降の性暴力と，それと連関して展開した性管理，「公娼制」の歴史展開との関わりに目を向けることの重要性がよくわかる⁽¹³⁾。加藤圭木氏の「朝鮮植民地化過程における軍用地収用——鎮海湾一帯を対象として」は，日本の朝鮮植民地化過程（1904-1906）における日本軍の軍用地収用を，鎮海湾一帯を対象として検討しており，日本の植民地戦争における土地収用と朝鮮民衆の抵抗について論じている（764号）。北村嘉恵氏「「植民地戦争」再考——台湾先住民の歴史記憶再構築の地点から」は，台湾先住民の歴史経験を捉えるうえで，植民地戦争という概念が持つ意義と課題を検討し，帝国史の一部ではなく，先住民の視点から見た暴力の経験，相次ぐ植民者との関係を描き出す試みであり，現在台湾で顕在化している歴史経験・記憶をめぐる断絶と葛藤にも目を向けている（765号）。

本特集が，戦争とその記憶をめぐる対立が解消されない現在において，戦争と植民地支配とその責任をめぐる議論と歴史認識を深化させる契機となれば幸いである。

（しん・ちゃんう 法政大学社会学部教授）

(13) 近年，世界史においては，アフリカ研究を中心に，植民地戦争におけるセクシュアリティとジェンダーの視点の重要性が指摘されるようになってきている（「特集 植民地戦争におけるセクシュアリティとジェンダー——帝国だった過去を問直す」『女性とジェンダーの歴史』5，2018年3月）。